

第九号様式（第二十七条関係）

指定確認検査機関票	
この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を標示しています。	
指定の番号	国土交通大臣指定第24号
指定の有効期間	令和3年12月26日から令和8年12月25日まで
機関の名称	株式会社確認検査機構トラスト
主たる事務所の住所	<p>本社</p> <p>大阪府大阪市中央区南本町1丁目3番9号 サンコービル209 電話番号 06 (6271) 5669</p> <p>東京本部</p> <p>東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目31番11号 KSビル4F 電話番号 0422 (27) 5441</p>
代表者氏名	<p>内田 武三郎</p> <p>廣田 宜史</p>
業務区域	茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県及び広島県の全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条各号に掲げる区分
取り扱う建築物等	上記指定区分のうち建築基準法第6条の2の規定による建築物、建築基準法第6条の2を準用する規定による建築設備及び工作物、および建築基準法第7条の6に規定する建築物又は建築物の部分
実施する業務の態様	建築確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定